

令和2年2月6日

各 医療機関の長 様

滋賀県医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 越 智 眞 一

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

平素は、地域医療の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県内での新型コロナウイルス感染者・患者の発生に備えて本会におきましても会内に対策本部を設置し、今後も滋賀県からの通知等を会員の先生方にスムーズに伝達できるようにしてまいります。（2月5日開催の第20回理事会にて決定）

つきましては、会員の先生方と情報を密にし共有を図って対応していきたいと考えておりますので、万一、先生方の医療機関で「疑い例に合致する可能性がある患者」に対して「帰国者・接触者相談センターへ連絡するよう」説明された場合は、本会へ別添様式にてご報告いただきますようお願い申し上げます。

【ご留意ください】

◇疑い例の定義

発熱(37.5度以上)かつ
呼吸器症状

+

曝露歴：いずれかを満たす
(ア) 確定したものと濃厚接触（発熱体温不問、軽症含む）
(イ) 発症前14日以内に湖北省への渡航歴がある。
(ウ) 発症前14日以内に湖北省に渡航または居住していたものと濃厚接触歴がある。
(エ) 集中治療その他に準ずるものが必要であり、直ちに特定の感染症と診断できないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

◇一般の医療機関における診療

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」の受診を案内してください。

◇帰国者・接触者相談センター

県庁(薬務感染症対策課内)、各保健所に設置されています。

◇帰国者・接触者外来

疑い例を専門に診療する医療機関（医療機関名は公表されていません）

◇滋賀県庁ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/309252.html>

◇滋賀県医師会ホームページ

<http://www.shiga.med.or.jp/update-information/2331.html>

◇日本医師会ホームページ

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

滋賀県医師会

TEL：077-514-8711、FAX：077-552-9933